

| 基本目標                       | 主な具体的施策                    | 主な具体的事業・取組                 | 再掲 | 概要                                                                                                                          | こども未来プランにおける目標値(R11まで)                   | R6実施状況                                                                                                                                                             | R6評価 | 今後の課題・方針                                                                          | 担当課          |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1<br>子どもの権利に関する普及啓発        | 1-1<br>市民に対する周知啓発          | 子どもの権利に関する普及啓発事業           |    | 子どもの権利に関するパンフレットの作成や市ホームページの作成などを行い、子どもの権利に関する普及啓発に向けた取組を推進します。                                                             | —                                        | 市ホームページにおいて子どもの権利に関する条例について掲載するとともに、市内公共施設において子どもの権利に関するパンフレットの配布を行い、普及啓発を図った。                                                                                     | B    | 令和7年度に子どもの権利に関する条例のパンフレットを更新する。引き続き、ホームページやパンフレットの配布により、普及啓発に努める。                 | 子育て支援課       |
|                            |                            | 「きたもと子どもの権利の日」に伴う事業の実施     |    | 「きたもと子どもの権利の日」に合わせて、条例の目的にふさわしい事業を実施します。                                                                                    | 年1回実施                                    | 令和6年11月1日から30日までの間、子どもの権利の日に合わせたイベントとして、市内の地域子育て支援拠点において子育て世帯の保護者向けのクイズイベントを実施した。計229名が参加した。                                                                       | B    | 引き続き、子ども及び市民の関心を高め理解を深められるような事業の企画・実施に努める。                                        | 子育て支援課       |
|                            |                            | きたもと子育て応援ガイドブック作成事業        |    | 「きたもと子育て応援ガイドブック」において、子どもの権利に関する事項を掲載し、条例の普及啓発に努めます。                                                                        | 配布部数7,000部                               | 子育て応援ガイドブックにおいて、計2ページにわたり子どもの権利に関する条例に関する概要を掲載した。妊娠、転入の届出の際に窓口で配布するとともに、市内子育て関連施設で配布した。                                                                            | B    | 引き続き、子育て応援ガイドブックにおいて子どもの権利に関する条例について紹介する記事を掲載し、普及啓発に努める。                          | 子育て支援課       |
|                            |                            | 子どもの権利に関する学習会の支援           |    | 「市役所出前講座」に子どもの権利に関することをテーマにした講座を設け、要請に基づき市職員等を講師として派遣します。                                                                   | —                                        | 子どもの権利に関する「市役所出前講座」を設置し、要請に基づき子どもの権利に関する出前講座を1回を実施した。                                                                                                              | B    | 引き続き、市役所出前講座においてこどもの権利に関する講座を設置する。                                                | 子育て支援課       |
|                            | 1-2<br>子どもに対する周知啓発         | 子どもに対する「子どもの権利に関する条例」の普及啓発 |    | 子どもの権利に関する条例の子ども向けのパンフレットなどを作成・配布し、条例の周知を図ります。                                                                              | —                                        | 市内小中学校の新1年生に対して子どもの権利に関するパンフレット及び啓発品を配布し、普及啓発を図った。                                                                                                                 | B    | 令和7年度に子どもの権利に関する条例のパンフレットを更新する。引き続き、市内小中学校の1年生に対して子どもの権利に関するパンフレット等を配布し、条例の周知を図る。 | 子育て支援課       |
|                            |                            | 人権教育授業の充実                  |    | 児童・生徒に対する人権教育の授業において、子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に児童・生徒の人権感覚の育成に努めます。                                                               | 発達段階に応じた計画的な指導の実施                        | 人権作文の取組や人権週間での学校の取組を通して、計画的に児童・生徒の人権感覚の育成に努めた。                                                                                                                     | B    | 子どもの権利に関する内容について、人権教育の授業で実施できるように教職員へ啓発していく。                                      | 学校教育課        |
|                            | 1-3<br>市職員・教職員に対する周知       | 職員研修の充実                    |    | 市職員研修の内容に子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に研修を実施します。                                                                                     | 年2回実施                                    | 新規採用職員研修のなかで、子どもの権利擁護委員を講師とした子どもの権利に関する研修を実施し、新規採用職員16名が受講した。                                                                                                      | C    | 引き続き、新規採用職員研修における子どもの権利に関する研修を実施するとともに、新規採用職員以外を対象とした職員研修を実施する。                   | 総務課・子育て支援課   |
|                            |                            | 教職員研修の充実                   |    | 教職員研修の内容に子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に研修を実施します。                                                                                     | 学校人権教育推進委員会を年2回実施                        | 学校人権推進教育委員会を年2回実施した。その際、研修の中で、子どもの権利に関する内容について理解を深めた。                                                                                                              | B    | 教職員研修を計画的に実施することができているので、今後は、更に子どもの権利に関する内容の充実を図っていく。                             | 学校教育課        |
|                            | 1-4<br>子育て関連機関の職員等に対する周知啓発 | こども応援ネットワーク会議への参加          |    | 社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援などを行う民間団体などが参加することも応援ネットワーク会議に参加し、条例及び条例に基づく取組について周知等を行います。                                           | 年1回周知                                    | 子どもの権利擁護委員及び子育て支援課職員がこども応援ネットワーク会議に参加し、子どもの権利相談や条例及び条例に基づく取組について周知を行った。(1回実施)                                                                                      | B    | 引き続き、こども応援ネットワーク会議に参加し、条例及び条例に基づく取組について周知等を行っていく。                                 | 人権推進課・子育て支援課 |
|                            |                            | 民生委員・児童委員活動の充実             |    | 北本市民生委員・児童委員協議会の会議・研修会等において、子どもの権利に関するテーマを加えて実施します。                                                                         | 年1回周知                                    | 民生委員・児童委員の研修において、子どもの健全育成について取り扱った。(1回実施)                                                                                                                          | B    | 民生委員・児童委員の会議・研修等において、子どもの権利に関するテーマを取り扱い、周知啓発を行っていく。                               | 共生福祉課・子育て支援課 |
|                            |                            | 子どもの権利に関する学習会の支援【再掲】       | 再掲 | 「市役所出前講座」に子どもの権利に関することをテーマにした講座を設け、要請に基づき市職員等を講師として派遣します。                                                                   | —                                        | 子どもの権利に関する「市役所出前講座」を設置し、要請に基づき子どもの権利に関する出前講座を1回を実施した。                                                                                                              | B    | 引き続き、市役所出前講座においてこどもの権利に関する講座を設置する。                                                | 子育て支援課       |
|                            |                            | 子ども家庭総合支援会議                |    | 子育て関連施設が集まる会議において、子どもの権利に関する条例の周知啓発を行います。                                                                                   | 年1回周知                                    | 子ども家庭総合支援会議において、子どもの権利に関する条例の周知啓発を行った。                                                                                                                             | B    | 引き続き、子ども家庭総合支援会議において、子どもの権利に関する条例の周知啓発を行っていく。                                     | 子育て支援課       |
| 2<br>子ども自身の意見表明・社会参加の機会の確保 | 2-1<br>子どもの意見表明の機会の確保      | 「子どもの権利委員会」への参加            |    | 子どもの権利委員会に子どもや若者に参加してもらうことで、子どもや若者の意見表明の場を確保し、政策への反映に努めます。                                                                  | 子ども・若者1人以上参加                             | 高校生2名が子どもの権利委員会委員として会議に出席した。                                                                                                                                       | B    | 引き続き、子どもの権利委員会への子どもや若者の参加の機会の確保に努める。                                              | 子育て支援課       |
|                            |                            | 「きたもと子ども会議」の設置             |    | 子どもが主体となる「きたもと子ども会議」を設置し、市の施策について子どもに意見を求めることで、子どもの意見表明の場の確保に努めます。                                                          | 会議開催回数<br>年1回以上実施                        | 児童館のみらいカレッジにおいて小学生を対象とした子ども会議を試験的に実施した。また、第三期北本市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、北本高校の生徒を対象とした子ども会議を実施した。                                                                      | C    | 子ども会議の実施方法や委員の募集方法等について、引き続き検討が必要である。                                             | 子育て支援課       |
|                            |                            | 庁内推進体制の充実                  |    | 子どもの意見表明の機会の確保を全庁的に進めるため、市が子どもに関係する施策等を策定する際は、子どもの意見表明の機会を確保し、施策等への反映に努めるよう職員に周知します。                                        | 年1回周知                                    | 第三期北本市子ども・子育て支援事業計画の策定において、試験的に子ども会議を実施したこと等を事例として、子どもの意見表明の機会の確保の方法を庁内へ周知することを検討したが、実施を見送った。                                                                      | E    | 子どもの意見表明の機会を確保する方法について整理したうえで、職員への周知を行っていく。                                       | 子育て支援課       |
|                            |                            | 生徒会活動・児童会活動の充実             |    | 学校のきまりについて「毎年見直すこと」を原則とし、子どもが自信をもって意見を表明する場の確保に努めます。                                                                        | 小学校:代表委を学期1回実施<br>中学校:生徒総会を年1回実施         | 「学校のきまり」について委員会活動や生徒総会を通じて、見直しを適切に行った。                                                                                                                             | B    | 今後も児童生徒が「学校のきまり」について意見を述べる機会を確保していく。                                              | 学校教育課        |
|                            | 2-2<br>子どもの社会参加の機会の確保      | ボランティアセンター事業               |    | 社会福祉協議会が実施するボランティア相談や、ボランティアしたい人とボランティアしてもらいたい人を結びマッチングなどを通じて、ボランティア活動を推進します。                                               | ボランティア相談の実施<br>ボランティアセンターだよりの発行<br>年2回発行 | 相談員によるボランティア相談を11回実施。ボランティアセンターだよりを2回(7月・3月)に発行。7月発行のだよりに、子どもたちが夏休み期間中に参加できるボランティア体験プログラムについて掲載し、市内小・中・高及び各公民館等に配布した。                                              | B    | 子どもたちがボランティア活動に参加するきっかけ作りとして、ボランティア相談の実施及びボランティアセンターだよりの発行を継続していく。                | 共生福祉課        |
|                            |                            | 「子どもの権利委員会」への参加【再掲】        | 再掲 | 子どもの権利委員会に子どもや若者に参加してもらうことで、子どもや若者の意見表明の場を確保し、政策への反映に努めます。                                                                  | 子ども・若者1人以上参加                             | 高校生2名が子どもの権利委員会委員として会議に出席した。                                                                                                                                       | B    | 引き続き、子どもの権利委員会への子どもや若者の参加の機会の確保に努める。                                              | 子育て支援課       |
|                            |                            | 国際交流活動の推進                  |    | 国際交流ラウンジ委員会において、外国人に日本語を教え、外国人は自分の国を紹介し、国際理解、国際交流を深めます。また、外国語の学習会を開催し、外国語の普及に努めます。                                          | 学習会年4回開催                                 | 令和6年度は外国の国を紹介する「もっと知ろう友達の国」を計3回、タイ語の学習講座を全8回開催した。                                                                                                                  | B    | 多くの子どもが講座に参加してもらえるような周知方法を考える。                                                    | 生涯学習課        |
|                            |                            |                            |    |                                                                                                                             |                                          |                                                                                                                                                                    |      |                                                                                   |              |
| 3-1<br>児童虐待防止に向けた取組        |                            | 児童虐待に対する適切な対応              |    | 児童虐待に関する通告(その疑いがあった場合の情報提供を含む)があった場合には、児童相談所等の関係機関と連携し、速やかに児童の安全確認と早期対応を図ります。また、要保護児童対策地域協議会を適切に運営し、関係機関と連携して児童の適切な支援に努めます。 | 要保護児童対策地域協議会実務者会議開催回数<br>年4回             | 児童虐待に関する通告があった場合には、関係機関と連携し速やかに児童の安全確認と早期対応を図るとともに、必要に応じてケース会議を開催し対応を協議した。また、要保護児童対策地域協議会において、代表者会議を1回、実務者会議を4回実施した。                                               | B    | 適切な支援を行えるよう、関係機関とのさらなる連携を図る。                                                      | 子育て支援課       |
|                            |                            | 児童虐待防止に向けた啓発活動             |    | きたもと子育て応援ガイドブック等において児童虐待防止に関する内容を掲載するとともに、市民や子ども、子ども関係施設に児童虐待防止に関する啓発グッズ等を配布して、事業の周知と相談・連絡先に関する周知を図ります。                     | 周知機関数<br>年130機関                          | きたもと子育て応援ガイドブックや市ホームページにおいて、児童虐待防止に関する周知啓発を行った。また、児童虐待防止月間等において、市内132か所の公共施設、子ども関係施設等に児童虐待防止に関する内容を掲載した「じゅうちょう」及び虐待防止啓発ポスターを配布した。市役所庁舎内においてオレンジリボン運動を実施し、周知啓発を図った。 | B    | 引き続き、児童虐待防止に向けた啓発活動を実施していく。                                                       | 子育て支援課       |

| 基本目標                                                | 主な具体的施策                       | 主な具体的事業・取組             | 再掲 | 概要                                                                                                                                                     | こども未来プランにおける目標値(R11まで) | R6実施状況                                                                                                                                                                                                                                                                         | R6評価 | 今後の課題・方針                                                                                                                              | 担当課               |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------|------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3<br>虐待・体罰・<br>暴言等の不適<br>切な指導の禁止、<br>いじめの防止<br>への取組 |                               | 児童虐待対応職員の資質向上          |    | 児童虐待に関する各種研修に参加し、職員の資質向上に努めるとともに、必要な職員を配置して組織的な対応に努めます。                                                                                                | —                      | 児童相談所主催の児童虐待対応に関する研修に計3回参加するとともに、統括支援員を対象とした基礎研修を受講した。また、児童心理士を講師とした事例検討会を実施し、資質向上に努めた。                                                                                                                                                                                        | B    | 引き続き、児童虐待対応職員の資質向上に努める。                                                                                                               | 子育て支援課            |
|                                                     |                               | 親子関係形成支援事業             |    | 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦などを対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的として、子どもの発達状況等に応じた支援を行います。                                                                                | 提供体制<br>12人            | 親子間の適切な関係性の構築を目的として、ロールプレイ等の手法による子どもとの関わり方を学ぶ講座を実施した。1コース当たり7日のコースを2回実施し、10人が受講した。また、出張講座の開催や個別対応により31人が受講した。                                                                                                                                                                  | B    | 引き続き、事業の利用を必要とする人への周知、勧奨に努める。                                                                                                         | 子育て支援課            |
|                                                     | 3-2<br>いじめや体罰等の<br>防止に向けた取組   | 生徒指導対応業務               |    | 「北本市いじめ防止対策推進条例」及び「北本市いじめ防止基本方針」に基づき、警察や児童相談所等の関係機関と連携し、いじめの防止・早期発見、いじめ発生時の適切な初期対応を図るとともに、いじめ重大事態が発生した際には、北本市いじめ問題調査委員会を設置し、いじめ重大事態に係る事実関係について調査審議します。 | —                      | 警察や児童相談所等の関係機関とは、いじめにおける対応について情報共有した。いじめ重大事態に該当する案件は発生しなかった。                                                                                                                                                                                                                   | B    | 引き続き、「北本市いじめ防止対策推進条例」及び「北本市いじめ防止基本方針」に基づいた対応ができるよう、関係機関等と連携していく。                                                                      | 学校教育課             |
|                                                     |                               | 人権教育授業の充実【再掲】          | 再掲 | 児童・生徒に対する人権教育の授業において、子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に児童・生徒の人権感覚の育成に努めます。                                                                                          | 発達段階に応じた計画的な指導の実施      | 人権作文の取組や人権週間での学校取組を通して、計画的に児童・生徒の人権感覚の育成に努めた。                                                                                                                                                                                                                                  | B    | 子どもの権利に関する内容について、人権教育の授業で実施できるように教職員へ啓発していく。                                                                                          | 学校教育課             |
|                                                     |                               | 青少年指導委員巡回指導・連絡調整会議運営事業 |    | 青少年指導委員が市内8地域の巡回指導を行います。また、連絡調整会議を行い、巡回指導の際に聞き取った内容や防犯上留意すべき場所、各コミュニティの状況、中学生の生徒指導上の課題などの情報交換及び情報共有を行います。                                              | —                      | 巡回指導については、計画された20回中19回実施(1回は悪天候による中止)、連絡調整会議については、計画された7回全て実施できた。事業全体を通して、青少年の健全育成に資することができた。                                                                                                                                                                                  | B    | より効果のある青少年の健全育成の在り方を考え、巡回指導と連絡調整会議に替わる取組の在り方について考えていく必要がある。                                                                           | 生涯学習課             |
|                                                     |                               | 自殺防止対策の推進              |    | 精神保健に関する市民向け講座や精神科医によるこころの相談、保健師による随時相談、自殺予防街頭キャンペーン、ホームページで行えるメンタルヘルスチェック、暮らしとこころの総合相談会、関係者向け自殺予防対応研修を行います。                                           | ゲートキーパー養成研修<br>年2回以上開催 | 市民向け講座「こころのメンテナンス～こころと身体のセルフケア～」:参加者数19人<br>こころの相談(年5回):来所者数10人<br>暮らしとこころの総合相談会(年4回):来所者数14人<br>自殺予防街頭キャンペーン(9月、3月)北本駅前で啓発品とこころの相談窓口案内等のチラシを計1,200部配布<br>メンタルヘルスチェックこころの体温計:年間アクセス数37,731件<br>ゲートキーパー養成研修(年2回):参加者数57人、対象者民生委員・児童委員、学童指導員、食生活改善推進員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員、市職員 | B    | 今年度は、ゲートキーパー養成研修の開催回数を年2回に増やし、様々な関係機関の方に対して養成を行った。来年度以降も、年2回以上開催し、ゲートキーパー養成に努める。                                                      | 健康づくり課            |
|                                                     | 3-3<br>子ども関係施設職員の<br>体罰等の防止研修 | 職員研修の充実【再掲】            | 再掲 | 市職員研修の内容に子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に研修を実施します。                                                                                                                | 年2回実施                  | 新規採用職員研修のなかで、子どもの権利擁護委員を講師とした子どもの権利に関する研修を実施し、新規採用職員16名が受講した。                                                                                                                                                                                                                  | C    | 引き続き、新規採用職員研修における子どもの権利に関する研修を実施するとともに、新規採用職員以外を対象とした研修を実施する。                                                                         | 総務課・子育て支援課        |
|                                                     |                               | 教職員研修の充実【再掲】           | 再掲 | 教職員研修の内容に子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に研修を実施します。                                                                                                                | 学校人権教育推進委員会を年2回実施      | 学校人権推進教育委員会を年2回実施した。その際、研修の中で、子どもの権利に関する内容について理解を深めた。                                                                                                                                                                                                                          | B    | 教職員研修を計画的に実施することができているので、今後は、更に子どもの権利に関する内容の充実を図っていく。                                                                                 | 学校教育課             |
| 4-1<br>障がい児福祉施策の<br>推進                              |                               | 重度障がい者に対する手当、助成        |    | 重度心身障害者医療費、在宅重度心身障害者手当及び障害児福祉手当の支給事業、特別児童扶養手当の受付業務を行います。                                                                                               | —                      | 年間を通じて、重度心身障害者医療費、在宅重度心身障害者手当及び障害児福祉手当の支給、特別児童扶養手当の受付業務を行った。                                                                                                                                                                                                                   | B    | 今後も、引き続き継続して行う。                                                                                                                       | 障がい福祉課            |
|                                                     |                               | 障がい者等の日常生活の支援          |    | 日常生活用具給付、移動支援、福祉タクシー等補助、日中一時支援、生活サポート及び小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付を行います。                                                                                        | —                      | 年間を通じて、日常生活用具給付、移動支援、福祉タクシー等補助、日中一時支援、生活サポート及び小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付を行った。                                                                                                                                                                                                          | B    | 今後も、引き続き継続して行う。                                                                                                                       | 障がい福祉課            |
|                                                     |                               | 相談支援事業                 |    | 障がいがある子どもやその保護者、介護者などからの相談に応じ、電話、訪問等により、必要な情報の提供等の支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。                                                                        | —                      | 相談支援事業所「しゃるーむ」「夢の実」「あすなろ」に事業を委託することにより、実施している。<br>延べ相談件数 令和6年度4,127 件                                                                                                                                                                                                          | B    | より身近な支援体制を確保するため市内事業者を育成していく。                                                                                                         | 障がい福祉課            |
|                                                     |                               | 難聴児補聴器購入助成事業           |    | 両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴児等に対し、補聴器の購入等に要する額に3分の2を乗じて得た額(限度額基準価格に100分の106を乗じて得た額に3分の2を乗じて得た額)を助成します。                                      | —                      | 難聴児補聴器購入を助成することにより、難聴児等の言語の習得及び教育等における健全な発達を支援した。助成実績は1件であった。                                                                                                                                                                                                                  | B    | 引き続き、制度の周知を図っていく。                                                                                                                     | 障がい福祉課            |
|                                                     |                               | 障害児学童保育室指定管理事業         |    | 障害児学童保育室の運営を指定管理者に委託し、放課後及び長期休業中の障がいがある子どもの生活能力の向上及び社会との交流の促進を図るため、放課後等デイサービス事業と障害児相談支援事業を実施します。                                                       | 障害児学童保育室の待機児童数 0人      | 特定非営利法人すきつが指定管理者とし、障害児学童保育室の運営を行い、放課後等デイサービス事業と障害児相談支援事業を実施した。<br>待機児童は0人であった。<br>令和6年度指定管理料2,600,000円                                                                                                                                                                         | B    | 継続して指定管理にて運営していく。                                                                                                                     | 障がい福祉課            |
|                                                     |                               | 自立支援給付サービス等事業          |    | 申請により本人等の状況を調査の上、支給決定を行い、負担上限月額範囲内で1割負担で障害福祉サービスを提供します。                                                                                                | —                      | 申請受付及び調査の上、支給決定を行い、サービス提供を実施した。                                                                                                                                                                                                                                                | B    | 今後も、引き続き継続して行う。                                                                                                                       | 障がい福祉課            |
|                                                     |                               | 発達障がい者等に対する支援          |    | 保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築します。                                                  | —                      | 埼玉県が実施するペアレントメンター養成研修、ペアレントトレーニング指導者育成研修及びペアレントプログラム支援者育成研修等について周知を行った。<br>また、親子間の適切な関係性の構築を目的として、ロールプレイ等の手法による子どもとの関わり方を学ぶ親子関係形成支援事業を実施し、1コース当たり7日のコースを2回実施し、10人が参加した。また、出張講座の開催や個別対応により31人が受講した。                                                                             | B    | ペアレントメンター養成研修、ペアレントトレーニング指導者育成研修及びペアレントプログラム支援者育成研修等について周知・啓発を図るとともに、児童発達支援センター等における講習の実施について検討していく。<br>また、引き続き、親子関係形成支援事業の周知、勧奨に努める。 | 障がい福祉課・子育て支援課・保育課 |
|                                                     |                               | 障害者差別解消法に関する周知啓発       |    | 障がいのある子どもへの合理的配慮について、周知啓発を行います。                                                                                                                        | —                      | 商工会を通じ、障害者差別解消法に関するチラシを市内事業者に配布した。併せて鴻巣・北本地域自立支援協議会において、障害者差別解消法に関するチラシを配布した上で、周知啓発を行った。                                                                                                                                                                                       | B    | 引き続き、鴻巣・北本地域自立支援協議会等の機会を捉え、周知啓発を行う。                                                                                                   | 障がい福祉課            |

| 基本目標                        | 主な具体的施策                     | 主な具体的事業・取組                        | 再掲 | 概要                                                                                                                         | こども未来プランにおける目標値(R11まで) | R6実施状況                                                                                                                                                                                                                                            | R6評価 | 今後の課題・方針                                                                                                            | 担当課                |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4<br>特別な配慮が必要な子どもとその保護者への支援 | 4-2<br>経済的に困窮する家庭の子どもへの支援   | 児童発達支援センター管理運営事業                  |    | 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。                                                                    | —                      | 児童発達支援センターとして、法に定める障害児通所支援等（児童発達支援・保育所等訪問支援・相談支援）を提供し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行った。                                                                                                                                                  | B    | 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担う。これにより、多様な障がいのある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図っていく。 | 保育課                |
|                             |                             | こども応援ネットワーク会議との連携                 |    | 社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援など経済的に困窮する子どもに対する支援を行う民間団体などが参加することも応援ネットワーク会議において、団体間の連携、情報共有などを行います。                               | —                      | 市職員及び子どもの権利擁護委員がこども応援ネットワーク会議に参加し、参加団体との連携、情報共有を行うとともに、共生福祉課とこども応援ネットワーク会議が協働でフードドライブを実施する等の連携を図った。また、子どもの権利相談員が参加団体を訪問し、子どもや保護者などに子どもの権利相談の普及啓発及び出張相談を行った。                                                                                       | B    | 引き続き、こども応援ネットワーク会議に参加し、団体間と連携、情報共有を図るとともに、協働によるフードパントリーを実施し、連携に努める。                                                 | 人権推進課・共生福祉課・子育て支援課 |
|                             |                             | 児童手当支給事業                          |    | 児童を養育している人（父母その他の保護者など）に対し、児童手当を支給します。                                                                                     | —                      | 令和6年12月支給分からの制度改正（所得制限撤廃・支給対象児童年齢拡大・多子加算見直し・支給回数変更）に伴い、市ホームページや広報、SNS等で周知し、申請が必要な世帯に対し個別通知を送付した。支給件数は延べ児童数72,143人であった。                                                                                                                            | B    | 引き続き、児童手当の適正な支給事務を継続する。                                                                                             | 子育て支援課             |
|                             |                             | 児童扶養手当支給事業                        |    | 父母の離婚、父または母の死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている人や、父または母に一定の障がいがあり子どもを育てている人に対し、児童扶養手当を支給します。                                | —                      | 市ホームページ等において制度の周知を図った。父母の離婚又は死亡によって父母のいずれかと生計を同じくしていない子を監護する場合、一定程度の障がいのある父母が子を監護する場合等において、支給した。支給件数は延べ5,866件であった。8月に広報きたもとので現況届の案内を周知するとともに、個別に案内を郵送し、子育て支援課窓口で手続きをしてもらった。                                                                       | B    | 引き続き、児童扶養手当の適正な支給事務を継続する。                                                                                           | 子育て支援課             |
|                             | 4-3<br>ひとり親家庭への支援           | ひとり親家庭等医療費支給事業                    |    | 医療機関を受診した場合の医療給付に係る一部負担金等について助成することでひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。                                               | —                      | 市ホームページ等で制度の周知を図った。医療保険制度で医療機関にかかった場合に、原則として支払った医療費の一部を支給した。支給件数は、12,833件であった。11月に広報きたもとのに掲載し、対象者に通知等で周知を図り現況届を実施した。12月中に新しい受給者証を発送した。                                                                                                            | B    | 引き続き、ひとり親家庭等医療費の適正な支給事務を継続する。                                                                                       | 子育て支援課             |
|                             |                             | ひとり親家庭自立支援事業                      |    | ひとり親家庭を対象に、経済的支援、就労支援、日常生活支援を行います。                                                                                         | プログラム策定件数<br>年5件       | 必要と思われる方に対し、ホームページや市役所窓口等で、制度案内を行った。経済的支援については、「大学等受験料・模擬試験受験料支援給付金」の支給を実施し、支給件数は4件であった。就労支援については、就業に向けた課題や阻害要因等を把握するとともに自立目標等を設定する「北本市ひとり親家庭等自立支援プログラム」の策定支援を実施し、策定件数は3件であった。日常生活支援については、家事等を補助するヘルパーを派遣する「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を実施しているが、申請件数は0件であった。 | B    | 引き続き、ホームページや市役所窓口等で、制度を案内をし、支援を必要とする者が必要な支援を受けられるように努める。                                                            | 子育て支援課             |
|                             |                             | 母子家庭自立支援給付金                       |    | 「ひとり親家庭高等職業促進給付金」「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」を支給し、ひとり親家庭の自立を支援します。                                                                  | —                      | ホームページで周知するとともに、必要と思われる方に対し、市役所窓口等で制度案内を行った。「ひとり親家庭高等職業促進給付金」については、新規申請件数は1件であった。「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」については、新規申請件数は0件であった。                                                                                                                          | B    | 引き続き、ホームページや市役所窓口等で、制度を案内をし、支援を必要とする者が必要な支援を受けられるように努める。                                                            | 子育て支援課             |
|                             | 4-4<br>様々な環境にある子どもたちや家庭への支援 | LGBTQ（性的マイノリティ）への支援               |    | LGBTQへの理解促進のため、リーフレットを発行するほか、ホームページ及び男女共同参画コーナーにおいて多様な性のあり方について情報を提供するとともに、市民向けにLGBTQに関する研修を行います。                          | —                      | LGBTQなどの人権課題についての人権啓発リーフレットを、広報と一緒に全戸配布するとともに、ホームページ、男女共同参画コーナーにおいて情報提供を行った。また、令和6年度は職員に向けてLGBTQに関する研修を行った。                                                                                                                                       | B    | 人権啓発リーフレットの全戸配布、ホームページ、男女共同参画コーナーにおける情報提供を継続する。                                                                     | 人権推進課              |
|                             |                             | 重層的支援体制整備事業                       |    | 相談支援事業の実施、アウトリーチの実施、重層的支援会議の設置などを行う中で、ヤングケアラーや経済的に困窮する子どもなどに対し、適切なアセスメントにより必要な支援につなぐよう努めます。                                | 重層的支援会議開催回数<br>年6回     | 相談者の属性に関わらず相談事支援事業を通じ、相談内容に応じて適宜アウトリーチや参加支援事業といった重層的支援体制整備事業のメニューに加え、就労支援や各種給付金事業といった生活困窮世帯への支援メニューにつなげた。なお、重層的支援会議は3回開催した。                                                                                                                       | C    | 今後も相談者に寄り添い、属性に関係なく相談者の状況に応じた必要な支援につなげ世帯全体の課題の解決と世帯の自立の促進を図っていく。                                                    | 共生福祉課              |
|                             |                             | 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 |    | 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、医療的ケア児に対する支援を行います。                                                      | 相談支援専門員等の配置を促進         | 相談支援専門員等を3名配置し、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進した。                                                                                                                                                                                                       | B    | 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講を進め、相談支援専門員等の配置を促進していく。                                                                       | 障がい福祉課             |
|                             |                             | こども家庭センター業務                       |    | 妊娠届提出時から産後の育児支援、児童相談など、切れ目なく妊産婦への支援、子育て支援、子どもへの支援を行います。                                                                    | 合同ケース会議の開催回数<br>年12回   | 適時、子育て支援課及び健康づくり課担当職員間でケース会議等を実施し、情報の共有や支援方針、役割分担の確認を行うとともに、両担当課による合同ケース会議を1回実施し連携を図ることにより、母子保健と児童福祉による一体的な支援を行った。                                                                                                                                | B    | 引き続き、合同ケース会議等を通して、健康づくり課及び子育て支援課との連携を図り一体的な支援を行っていく。                                                                | 子育て支援課・健康づくり課      |
|                             |                             | 民間保育所運営補助事業                       |    | アレルギー対応が必要な子どもや、体調不良の子ども、障がいがある子ども等、それぞれの状況等に応じて民間保育園がきめ細やかな対応ができるよう、保育士の加配に必要な経費等を国・県・市の補助要綱に基づき補助します。                    | —                      | 17施設の民間保育施設等に対し、約117,457千円の補助金を交付し、利用者のニーズに対応した保育サービスの提供に繋げることができた。                                                                                                                                                                               | B    | 今後も利用者のニーズに対応して、民間保育施設における保育サービスのさらなる充実を図っていく。                                                                      | 保育課                |
|                             |                             | 就学支援                              |    | 北本市就学支援委員会の組織運営を通して、本人または保護者の希望と本人の実態に合った就学先の決定を行うとともに、関係各課と連携しながら、未就学児の保護者に対して、就学情報の提供や早期からの就学相談を実施し、安心して就学を迎えられるよう支援します。 | 就学支援委員会<br>年5回実施       | 北本市就学支援委員会を年5回実施した。就学支援委員会の組織運営を通して、本人または保護者の希望と本人の実態に合った就学先の決定を行うとともに、関係各課と連携しながら、未就学児の保護者に対して、就学情報の提供や早期からの就学相談を実施し、安心して就学を迎えられるように支援した。                                                                                                        | B    | 未就学児の就学相談件数は、年々増加傾向にある。件数が増えていく中でも、一人一人の実態把握や保護者・各課との連携を丁寧に行い、就学支援を実施していく必要がある。                                     | 学校教育課              |

| 基本目標             | 主な具体的施策               | 主な具体的事業・取組            | 再掲 | 概要                                                                                                               | こども未来プランにおける目標値(R11まで)             | R6実施状況                                                                                                                                                                 | R6評価 | 今後の課題・方針                                                                                                   | 担当課                |
|------------------|-----------------------|-----------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 5<br>成長と発達に資する支援 |                       | 特別支援教育の充実             |    | 障がいのある児童・生徒に対する適切な教育が行われるように、市内各小・中学校に「特別支援学級」を設置するとともに、各校に特別支援教育支援員を配置し、児童・生徒への支援の充実を図ります。                      | 特別支援教育支援員各教室1人以上配置                 | 障がいのある児童・生徒に対する適切な教育が行われるよう、市内各小・中学校に「特別支援学級」を設置している。また、特別支援学級に特別支援教育支援員を各教室1人以上配置し、児童・生徒への支援の充実を図った。                                                                  | B    | 障がいによる学習上、または生活上の困難を克服するための支援をより充実させるため、特別支援教育支援員の資質向上を図っていく。                                              | 学校教育課              |
|                  |                       | 教育相談                  |    | 学校生活や友達関係(不登校、いじめ、情緒不安定、非行問題など)等、子どもの成長に関わる様々な悩み、迷い、不安等の教育相談を行います。                                               | —                                  | 様々な機会を捉え、児童生徒の悩み等を発見し、対応している。                                                                                                                                          | B    | 様々な教職員が連携し、組織的な対応を行っていく。                                                                                   | 学校教育課              |
|                  |                       | ほっとルーム                |    | 中学校にほっとルーム(学習支援室)を設置し、不登校や集団での学習が苦手な子どもへの学習保障をします。                                                               | 各中学校に設置                            | 各中学校に設置し、教員免許をもつ学習支援室講師を配置し、生徒の居場所として機能している。                                                                                                                           | B    | 引き続き、生徒の居場所となるよう運営していく。                                                                                    | 学校教育課              |
|                  |                       | 国際交流活動の推進【再掲】         | 再掲 | 国際交流ラウンジ委員会において、外国人に日本語を教え、外国人は自分の国を紹介し、国際理解、国際交流を深めます。また、外国語の学習会を開催し、外国語の普及に努めます。                               | 学習会年4回開催                           | 令和6年度は外国の国を紹介する「もっと知ろう友達の国」を計3回、タイ語の学習講座を全8回開催した。                                                                                                                      | B    | 多くの子どもが講座に参加してもらえるような周知方法を考える。                                                                             | 生涯学習課              |
|                  | 5-1<br>子どもの体験・交流活動の促進 | ブックスタート事業             |    | 赤ちゃんの成長に大切な親子のふれあいやコミュニケーションについて、メッセージを伝えながら絵本を配布します。                                                            | 配布率100%                            | 4か月乳児健診受診者279名に対してブックスタート事業として絵本を配布した。配布率は、100%であった。                                                                                                                   | B    | 引き続き、ブックスタート事業の円滑な実施に努める。                                                                                  | 子育て支援課             |
|                  |                       | 自然体験イベントの開催           |    | 野外活動センター等市内の施設を活用して、子どもたちに対して自然体験やワークショップなどを行うイベントを開催します。                                                        | 全30回実施                             | ワークショップや提案事業を計29回開催し、子ども向けのイベントも複数企画した。                                                                                                                                | B    | 多くの子どもがイベントに参加してもらえるような周知方法を考える。                                                                           | 生涯学習課              |
|                  |                       | 子ども大学講座開催事業           |    | 大学の教員、事業者等による専門性の高い講義や体験活動を通じて、児童が楽しく学べる機会を提供します。                                                                | 年1回以上開催                            | 7/30～8/29の間に4回開催し、参加者は22名であった。                                                                                                                                         | A    | 子どもたちにとって有益になるような講座を提供する。                                                                                  | 生涯学習課              |
|                  | 5-2<br>芸術的・文化的な活動の促進  | 児童館管理運営事業             |    | 児童館の運営を指定管理者に委託し、子どもたちの健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子どもたちに健全な遊び場を与え、制作などの様々な体験ができるイベントを実施します。                             | 入館人数1日平均250人                       | 定例児童館事業や不定例児童館事業等として、工作等の創作活動や季節に応じた行事イベント等を実施した。利用延べ人数は231人/日であった。                                                                                                    | B    | 引き続き、指定管理者と連携し、様々なイベントの実施をしていく。                                                                            | 子育て支援課             |
|                  |                       | こども図書館運営管理事業          |    | こども図書館の運営を指定管理者に委託し、ボランティア団体と協力しながら、読み聞かせやおはなし会などを実施します。                                                         | 年4回実施                              | 読み聞かせ、おはなし会を計186回開催し、多くの子どもの参加があった。このうち、ボランティア団体と共同で行ったのは29回であった。                                                                                                      | A    | ボランティア団体との連携。                                                                                              | 生涯学習課              |
|                  |                       | きたもとピアノフェスティバル実施事業    |    | 市内在住等の人を募集対象とし、年齢を問わず、コンサートグランドピアノでの演奏を通じて、音楽を楽しみ、より好きになってもらえるような演奏会を開催します。                                      | 年1回開催                              | 3/16文化センターにて開催。第1部、第2部合わせて46名の未就学児、小学生の出演があった。<br>来場者 約450名                                                                                                            | B    | 引き続き多くの未就学児、小学生に参加してもらえるように周知・啓発を行う。                                                                       | 生涯学習課              |
|                  |                       | 市民文化祭芸術展事業            |    | 北本市市民文化祭芸術展実行委員会を組織・委託し、市内に在住、在動もしくは在学する者または市内で活動するサークルの会員の作品(絵画、書、工芸、写真、文芸、生け花)を展示します。                          | 年1回開催                              | 10/25～10/27に文化センターを会場に実施。幼稚園・保育所幼児、小学生児童から511名の応募があり、子どもたちの作品を展示し、市民に鑑賞してもらうことができた。                                                                                    | B    | 多くの青少年に作品を出品してもらえるよう更なる周知・啓発を行っていく。                                                                        | 生涯学習課              |
|                  |                       | 市民文化祭舞台発表文化のつどい開催事業   |    | 北本市市民文化祭の舞台発表として、市民団体が文化センターホールにおいて、音楽・演劇・演芸・ダンス・パレエ等の発表を行います。                                                   | 年1回開催                              | 11/9、10、24の3日間にわたり計画通りに開催できた。3日間合計46団体の発表があり、来場者数は延べ2,434人となった。多ジャンルにわたる団体発表の実施ができ、市民の文化活動の育成及び相互の交流を図ることができたうえ、参加団体の代表で組織された運営委員会で運営されており、自主的・積極的な地域活動の形成に寄与することができた。 | B    | 前年度より入場者数が増加したものの、1日目・2日目の入場者数に偏りが顕著となり、1日目は閑散とした時間帯もあった。子どもが含まれる団体の出演時間に入場者数が偏った結果となり、その他の団体の集客が一番の課題になる。 | 生涯学習課              |
|                  |                       | 青少年ふるさと学習事業           |    | 「郷土きたもと」をテーマにした活動を通して、青少年の健全育成及び青少年のふるさと意識の高揚を図ります。                                                              | 年1回実施                              | 北本太鼓かばざくら、北本少年少女合唱団の活動を通じ、青少年の健全育成及びふるさと意識の向上を図ることができた。<br>また、青少年の活動の発表の場として、2/2に文化センターを会場に、「ジュニアオープンステージ」を開催した。のべ495人の子どもたちが日ごろの成果を発表し、約1,000人の来場者があった。               | B    | 青少年が活動できる場を提供し、ふるさと意識の高揚、健全育成を図っていく。                                                                       | 生涯学習課              |
|                  | 5-3<br>運動・余暇の利用の促進    | 北本市スポーツ少年団補助事業        |    | スポーツ少年団に対し補助金を交付し、スポーツ少年団の活動促進します。                                                                               | —                                  | 補助金270,000円を交付し、スポーツ少年団の活動を促進した。<br>R6登録団体数14団体、R6登録者数281人                                                                                                             | B    | 少子高齢化による登録団員及び指導者の減少が課題である。                                                                                | 生涯学習課              |
|                  |                       | 学校体育施設開放事業            |    | 各小中学校の屋内運動場(体育館等)や校庭(グラウンド等)を利用する団体で構成された運営委員会やその集合体である学校開放連絡協議会を通じて、学校体育施設の適正利用を促し、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を作ります。 | 全小・中学校で実施                          | 新しい利用団体の登録もあり、各小中学校を開放し、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を創出した。                                                                                                                      | B    | 利用団体の増加に対する対応の検討が課題である。                                                                                    | 生涯学習課              |
|                  | 5-4<br>安心して過ごせる居場所の確保 | こども応援ネットワーク会議との連携【再掲】 | 再掲 | 社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援など経済的に困窮する子どもに対する支援を行う民間団体などが参加することも応援ネットワーク会議において、団体間の連携、情報共有などを行います。                     | —                                  | 市職員及び子どもの権利擁護委員がこども応援ネットワーク会議に参加し、参加団体との連携、情報共有を行うとともに、共生福祉課とこども応援ネットワーク会議が協働でフードドライブを実施する等の連携を図った。また、子どもの権利相談員が参加団体を訪問し、子どもや保護者などに子どもの権利相談の普及啓発及び出張相談を行った。            | B    | 引き続き、こども応援ネットワーク会議に参加し、団体間と連携、情報共有を図るとともに、協働によるフードパントリーを実施し、連携に努める。                                        | 人権推進課・共生福祉課・子育て支援課 |
|                  |                       | 学習支援事業                |    | 生活困窮世帯等の子どもに対して、学習教室への参加や家庭訪問を通して、学力の向上、中退の防止、就職に向けた支援等を行います。                                                    | 学習支援参加者数35人                        | 生活困窮世帯等の子どもに対して、学習教室への参加や家庭訪問を通して、学力の向上、中退の防止、就職に向けた支援を実施した。なお、学習支援参加者数は37人であった。                                                                                       | B    | 引き続き、中学生については高校進学に向けて、高校生については中退防止及び就職に向けた支援を行い、貧困の連鎖の防止に努める。                                              | 共生福祉課              |
|                  |                       | 児童館管理運営事業【再掲】         | 再掲 | 児童館の運営を指定管理者に委託し、子どもたちの健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子どもたちに健全な遊び場を与え、制作などの様々な体験ができるイベントを実施します。                             | 入館人数1日平均250人                       | 定例児童館事業や不定例児童館事業等として、工作等の創作活動や季節に応じた行事イベント等を実施した。利用延べ人数は231人/日であった。                                                                                                    | B    | 引き続き、指定管理者と連携し、様々なイベントの実施をしていく。                                                                            | 子育て支援課             |
|                  |                       | 学童保育室運営事業             |    | 保護者が労働などで昼間家庭にいない小学児童に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るとともに、子どもの居場所を確保します。                           | 提供体制(公設学童)全小学校区850人(民設放課後児童クラブ)2か所 | 小学校就学児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を、公設11施設、民設2施設において実施し、子どもの放課後の居場所を確保した。<br>利用延べ人数(月平均)は、12,646人であった。                                                              | B    | 利用人数に応じた受け入れ体制の適正化を図るとともに、民設放課後児童クラブの利用促進を図る。                                                              | 子育て支援課             |
|                  |                       | 放課後子ども教室推進事業          |    | 地域住民や教員OBが事業スタッフとなり、市内の各小学校に通学する子どもを対象に、放課後の時間を活用して、地域活動室において学習や体験、ふれあい活動等を実施します。                                | 全小学校で実施                            | 市内全小学校で週4回開催し、学習や体験、ふれあい活動等を実施した。参加者は293人であった。                                                                                                                         | B    | スタッフの後継者不足が課題である。                                                                                          | 生涯学習課              |

| 基本目標                        | 主な具体的施策                 |                          | 主な具体的事業・取組            | 再掲 | 概要                                                                                                                          | こども未来プランにおける目標値(R11まで)                                                         | R6実施状況                                                                                                                                     | R6評価 | 今後の課題・方針                                                                                                                                                                             | 担当課           |
|-----------------------------|-------------------------|--------------------------|-----------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 5-5<br>適切な医療、福祉、教育の機会の提供    |                         |                          | 学習支援事業【再掲】            | 再掲 | 生活困窮世帯等の子どもに対して、学習教室への参加や家庭訪問を通して、学力の向上、中退の防止、就職に向けた支援を行います。                                                                | 学習支援参加者数35人                                                                    | 生活困窮世帯等の子どもに対して、学習教室への参加や家庭訪問を通して、学力の向上、中退の防止、就職に向けた支援を実施した。なお、学習支援参加者数は37人であった。                                                           | B    | 引き続き、中学生については高校進学に向けて、高校生については中退防止及び就職に向けた支援を行い、貧困の連鎖の防止に努める。                                                                                                                        | 共生福祉課         |
|                             |                         |                          | 医療費助成事業               |    | こども医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費を助成することで子育てに係る経済的支援を行い、子ども、ひとり親家庭、重度心身障がい者の保健の向上と福祉の増進を図ります。                                   | —                                                                              | 重度心身障害者医療費の支給件数は122,652件、こども医療費の支給件数は122,652件、ひとり親家庭等医療費の支給件数は12,833件であった。<br>子育てに係る経済的支援を行い、子ども、ひとり親家庭、重度心身障害者の保険の向上と福祉の増進を図られた。          | B    | 引き続き、医療費の適正な支給事務を継続する。                                                                                                                                                               | 障がい福祉課・子育て支援課 |
|                             |                         |                          | こども家庭センター業務【再掲】       | 再掲 | 妊娠届提出時から産後の育児支援、児童相談など、切れ目なく妊産婦への支援、子育て支援、子どもへの支援を行います。                                                                     | 合同ケース会議の開催回数<br>年12回                                                           | 適時、子育て支援課及び健康づくり課担当職員間でケース会議等を実施し、情報の共有や支援方針、役割分担の確認を行うとともに、両担当課による合同ケース会議を月1回実施し連携を図ることにより、母子保健と児童福祉による一体的な支援を行った。                        | B    | 引き続き、合同ケース会議等を通して、健康づくり課及び子育て支援課との連携を図り一体的な支援を行っていく。                                                                                                                                 | 子育て支援課・健康づくり課 |
|                             |                         |                          | 未熟児養育医療支援事業           |    | 未熟児が出生から1歳になるまで継続して指定養育医療機関に入院し、治療を行う際の医療費を支給します。                                                                           | —                                                                              | 未熟児養育医療支給を17人に対して実施した。                                                                                                                     | B    | 対象の児に対して、医療費の支給を実施することができた。来年度も継続とする。                                                                                                                                                | 健康づくり課        |
|                             |                         |                          | 乳児家庭全戸訪問事業            |    | 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みの傾聴・相談、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状態、及び養育環境の把握、支援が必要な家庭に対するサービスの検討と関係機関との連絡調整を行います。       | 提供体制<br>280人                                                                   | 対象件数269件に対し、実施件数262件で、実施率が約97.4%であった。                                                                                                      | B    | 稀に電話等が繋がらず、訪問の日程調整がつかずに訪問ができていない場合や、4か月を過ぎでの訪問となることがある。出生届時に事業について説明をしたり、できる限り早期に日程調整の連絡を行うことが課題である。                                                                                 | 健康づくり課        |
|                             |                         |                          | 乳幼児健診事業               |    | 乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行い、身体発育や精神発達等の確認及び疾病の早期発見、保護者への育児支援を行います。                                                         | ・乳児健診の受診率98.0%、1歳6か月児健診の受診率97.0%、3歳児健診の受診率95.0%<br>・3歳児健診で虫歯が無い子どもの割合を90%以上の維持 | 乳児健診の受診率97.9%、1歳6か月児健診の受診率98.8%、3歳児健診の受診率97.0%であった。また、3歳児健診で虫歯が無い子どもの割合については88%であった。                                                       | B    | 各健診の受診では、引き続き未受診者への受診勧奨を行っていく。3歳児の虫歯がない子供の割合については、本市がかかわる事業:乳幼児健診(離乳食開始時期)から3歳児健診までの期間で食事(おやつ)や歯磨きの習慣等、指導を行い、またフッ素塗布についても積極的に周知していき、保護者が子供の歯の健康について考えることができ、虫歯にならない生活習慣を行えることが課題である。 | 健康づくり課        |
|                             |                         |                          | 乳幼児相談事業               |    | 乳幼児育児相談、9か月児育児相談、1歳6か月児健康診査事後相談、離乳食講習会を実施します。                                                                               | 9か月児育児相談の利用率70%                                                                | 令和6年度利用率は9か月児育児相談は72.5%、乳幼児育児相談予約者に対する受診率は84.5%、1.6か月児健康診査事後相談は61.0%、離乳食講習受診者数188人であった。                                                    | B    | 育児相談・離乳食講習については、引き続き利用を促していく。事後相談については、対象に対する利用率は6割程度であるため、適時案内・説明を継続していくが、今後も必要な方が利用できるよう努める。                                                                                       | 健康づくり課        |
|                             |                         |                          | 就学支援【再掲】              | 再掲 | 北本市就学支援委員会の組織運営を通して、本人または保護者の希望と本人の実態に合った就学先の決定を行うとともに、関係各課と連携しながら、未就学児の保護者に対して、就学情報の提供や早期からの就学相談を実施し、安心して就学を迎えられるよう支援します。  | 就学支援委員会<br>年5回実施                                                               | 北本市就学支援委員会を年5回実施した。就学支援委員会の組織運営を通して、本人または保護者の希望と本人の実態に合った就学先の決定を行うとともに、関係各課と連携しながら、未就学児の保護者に対して、就学情報の提供や早期からの就学相談を実施し、安心して就学を迎えられるように支援した。 | B    | 未就学児の就学相談件数は、年々増加傾向にある。件数が増えていく中でも、一人一人の実態把握や保護者・各課との連携を丁寧に行い、就学支援を実施していく必要がある。                                                                                                      | 学校教育課         |
|                             |                         |                          | ほっとルーム【再掲】            | 再掲 | 中学校にほっとルーム(学習支援室)を設置し、不登校や集団での学習が苦手な子どもへの学習保障をします。                                                                          | 各中学校に設置                                                                        | 各中学校に設置し、教員免許をもつ学習支援室講師を配置し、生徒の居場所として機能している。                                                                                               | B    | 引き続き、生徒の居場所となるよう運営していく。                                                                                                                                                              | 学校教育課         |
|                             |                         |                          | 特別支援教育の充実【再掲】         | 再掲 | 障がいのある児童・生徒に対する適切な教育が行われるように、市内各小・中学校に「特別支援学級」を設置するとともに、各校に特別支援教育支援員を配置し、児童・生徒への支援の充実を図ります。                                 | 特別支援教育支援員<br>各教室1人以上配置                                                         | 障がいのある児童・生徒に対する適切な教育が行われるよう、市内各小・中学校に「特別支援学級」を設置している。また、特別支援学級に特別支援教育支援員を各教室一人以上配置し、児童・生徒への支援の充実を図った。                                      | B    | 障がいによる学習上、または生活上の困難を克服するための支援をより充実させるため、特別支援教育支援員の資質向上を図っていく。                                                                                                                        | 学校教育課         |
|                             |                         |                          | 土曜補習                  |    | 小・中学校において、土曜日や長期休業日を活用した補習を実施し、子どもの基礎学力の向上を図るとともに、児童・生徒の家庭学習の習慣付けや生活リズムの確立を図ります。                                            | —                                                                              | 小・中学校において、小学校(年5～10回)、中学校(年4～10回)で土曜日に補習を実施し、子どもの基礎学力の向上を図るとともに、児童・生徒の家庭学習の習慣付けや生活リズムの確立を図った。                                              | B    | デジタル教材の導入により、令和7年度以降は実施なし。                                                                                                                                                           | 学校教育課         |
|                             |                         |                          | ナイトスクール               |    | 学校以外で学習する機会を希望する中学生に対して地域と学校の連携・協働による学習支援を行うことで、子どもたちが安心して学習できる環境を整備するとともに、地域全体で子どもたちを育む体制づくりを推進します。                        | 1教室で年15回程度実施                                                                   | 子どもたちが安心して学習できる環境を整備し、学校以外の学習する機会を希望する中学生に対して、学習支援を年15回実施した。                                                                               | B    | より多くの子どもたちが学習する機会を設けることができるよう、募集の幅を広げていく。                                                                                                                                            | 学校教育課         |
| 6-1<br>子ども関係施設の設置者及び管理者への支援 | 6-1-1<br>子どもの権利に関する周知啓発 | こども関係施設の設置者及び管理者への支援     | こども応援ネットワーク会議への参加【再掲】 | 再掲 | 社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援などを行う民間団体などが参加することも応援ネットワーク会議に参加し、条例及び条例に基づく取組について周知等を行います。                                           | 年1回周知                                                                          | 子どもの権利擁護委員及び子育て支援課職員がこども応援ネットワーク会議に参加し、子どもの権利相談や条例及び条例に基づく取組について周知を行った。                                                                    | B    | 引き続き、こども応援ネットワーク会議に参加し、条例及び条例に基づく取組について周知等を行っていく。                                                                                                                                    | 人権推進課・子育て支援課  |
|                             |                         |                          | 子どもの権利に関する普及啓発事業【再掲】  | 再掲 | 子どもの権利に関するパンフレットの作成や市ホームページの作成など、子どもの権利に関する普及啓発に向けた取組を推進します。                                                                | —                                                                              | 市ホームページにおいて子どもの権利に関する条例について掲載するとともに、市内公共施設において子どもの権利に関するパンフレットの配布を行い、普及啓発を図った。                                                             | B    | 令和7年度に子どもの権利に関する条例のパンフレットを更新する。引き続き、ホームページやパンフレットの配布により、普及啓発に努める。                                                                                                                    | 子育て支援課        |
|                             |                         |                          | 児童虐待に対する適切な対応【再掲】     | 再掲 | 児童虐待に関する通告(その疑いがあった場合の情報提供を含む)があった場合には、児童相談所等の関係機関と連携し、速やかに児童の安全確認と早期対応を図ります。また、要保護児童対策地域協議会を適切に運営し、関係機関と連携して児童の適切な支援に努めます。 | 要保護児童対策地域協議会実務者会議開催回数<br>年4回                                                   | 児童虐待に関する通告があった場合には、関係機関と連携し速やかに児童の安全確認と早期対応を図るとともに、必要に応じてケース会議を開催し対応を協議した。また、要保護児童対策地域協議会において、代表者会議を1回、実務者会議を4回実施した。                       | B    | 適切な支援を行えるよう、関係機関とのさらなる連携を図る。                                                                                                                                                         | 子育て支援課        |
|                             |                         |                          | こども家庭センター業務【再掲】       | 再掲 | 妊娠届提出時から産後の育児支援、児童相談など、切れ目なく妊産婦への支援、子育て支援、子どもへの支援を行います。                                                                     | 合同ケース会議の開催回数<br>年12回                                                           | 適時、子育て支援課及び健康づくり課担当職員間でケース会議等を実施し、情報の共有や支援方針、役割分担の確認を行うとともに、両担当課による合同ケース会議を月1回実施し連携を図ることにより、母子保健と児童福祉による一体的な支援を行った。                        | B    | 引き続き、合同ケース会議等を通して、健康づくり課及び子育て支援課との連携を図り一体的な支援を行っていく。                                                                                                                                 | 子育て支援課・健康づくり課 |
|                             |                         | 6-1-2<br>子どもの権利に関する学びの支援 | 子どもの権利に関する学習会の支援【再掲】  | 再掲 | 市役所出前講座に子どもの権利に関することをテーマにした講座を設け、要請に基づき市職員等を講師として派遣します。                                                                     | —                                                                              | 子どもの権利に関する「市役所出前講座」を設置し、要請に基づき子どもの権利に関する出前講座を1回を実施した。                                                                                      | B    | 引き続き、市役所出前講座においてこどもの権利に関する講座を設置する。                                                                                                                                                   | 子育て支援課        |

| 基本目標                 | 主な具体的施策          |                       | 主な具体的事業・取組                          | 再掲 | 概要                                                                                                                           | こども未来プランにおける目標値(R11まで)                                                         | R6実施状況                                                                                                                                                                                             | R6評価 | 今後の課題・方針                                                                                                                                                                             | 担当課               |
|----------------------|------------------|-----------------------|-------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 6<br>子どもの権利を守る仕組みづくり | 6-2<br>保護者に対する支援 | 6-2-1<br>子育ての経済的負担の軽減 | 医療費助成事業【再掲】                         | 再掲 | こども医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費を助成することで子育てに係る経済的支援を行い、子ども、ひとり親家庭、重度心身障がい者の保健の向上と福祉の増進を図ります。                                    | —                                                                              | 重度心身障害者医療費の支給件数は122,652件、こども医療費の支給件数は122,652件、ひとり親家庭等医療費の支給件数は12,833件であった。<br>子育てに係る経済的新を行い、子ども、ひとり親家庭、重度心身障害者の保険の向上と福祉の増進が図られた。                                                                   | B    | 引き続き、医療費の適正な支給事務を継続する。                                                                                                                                                               | 障がい福祉課・子育て支援課     |
|                      |                  |                       | 児童手当支給事業【再掲】                        | 再掲 | 児童を養育している人(父母その他の保護者など)に対し、児童手当を支給します。                                                                                       | —                                                                              | R6.12月支給分からの制度改正(所得制限撤廃・支給対象児童年齢拡大・多子加算見直し・支給回数変更)に伴い、市ホームページや広報、SNS等で周知し、申請が必要な世帯に対し個別通知を送付した。<br>支給件数は延べ児童数72,143人であった。                                                                          | B    | 引き続き、児童手当の適正な支給事務を継続する。                                                                                                                                                              | 子育て支援課            |
|                      |                  |                       | 児童扶養手当支給事業【再掲】                      | 再掲 | 父母の離婚、父または母の死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている人や、父または母に一定の障がいがあり子どもを育てている人に対し、児童扶養手当を支給します。                                  | —                                                                              | 市ホームページ等において制度の周知を図った。<br>父母の離婚又は死亡によって父母のいずれかと生計を同じくしていない子を監護する場合、一定程度の障がいのある父母が子を監護する場合等において、支給した。<br>支給件数は延べ5,866件であった。8月に広報きたもとで現況届の案内を周知するとともに、個別に案内を郵送し、子育て支援課窓口で手続きをしてもらった。                 | B    | 引き続き、児童扶養手当の適正な支給事務を継続する。                                                                                                                                                            | 子育て支援課            |
|                      |                  |                       | 子育て応援事業                             |    | 北本市に住民登録がある子どもの出生時、1歳6か月健診時、3歳児健診時にこども商品券を各1万円分贈呈します。                                                                        | 支給率100%                                                                        | 出生届を提出して、子育て支援課窓口を訪れた人には、その場でこども商品券1万円分を交付し、1歳6か月児健診と3歳児健診の対象者へは、事前に通知して交付漏れがないように配慮した。<br>R6年度のこども商品券配布数は、出生時と1.6歳児健診時と3歳児健診時の合計で839件であった。                                                        | B    | 令和7年度から、「妊婦のための支援給付金」と重複するため、出生時の交付は廃止としたが、1歳6か月児健診と3歳児健診の対象者に対し、引続き適正な交付事務を継続する。                                                                                                    | 子育て支援課            |
|                      |                  |                       | 多子世帯保育料軽減事業                         |    | 埼玉県多子世帯保育料軽減事業を利用して、多子世帯の保育料を軽減します。                                                                                          | —                                                                              | 多子世帯における経済的負担を軽減するため、第3子以降の満3歳未満児の利用者負担額を無料とし、対象者数は52人であった。                                                                                                                                        | B    | 今後も埼玉県多子世帯保育料軽減事業が継続する限り、適切に事業を継続していく。                                                                                                                                               | 保育課               |
|                      |                  | 6-2-2<br>養育に関する支援の充実  | 地域子育て支援拠点事業                         |    | 地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支えます。                                                                | 提供体制<br>月1,980人                                                                | 市内5カ所において地域子育て支援拠点を実施し、利用延べ人数は、52,767人であった。                                                                                                                                                        | B    | 引き続き、地域子育て支援拠点事業を実施し、子育て親子の交流促進や育児相談を実施していく。                                                                                                                                         | 子育て支援課            |
|                      |                  |                       | こども家庭センター業務【再掲】                     | 再掲 | 妊娠届提出時から産後の育児支援、児童相談など、切れ目なく妊産婦への支援、子育て支援、子どもへの支援を行います。                                                                      | 合同ケース会議の開催回数<br>年12回                                                           | 適時、子育て支援課及び健康づくり課担当職員間でケース会議等を実施し、情報の共有や支援方針、役割分担の確認を行うとともに、両担当課による合同ケース会議を月1回実施し連携を図ることにより、母子保健と児童福祉による一体的な支援を行った。                                                                                | B    | 引き続き、合同ケース会議等を通して、健康づくり課及び子育て支援課との連携を図り一体的な支援を行っていく。                                                                                                                                 | 子育て支援課・健康づくり課     |
|                      |                  |                       | 産前産後子育て支援ヘルパー事業                     |    | 母子健康手帳の交付を受けている人または3歳未満の子どもを養育している人で、家事、育児等について家族等の援助が受けられず日常生活に支障を生ずる人を対象に、ヘルパーを派遣して、食事の支度、洗濯、掃除などの家事や、育児等の日常生活の便宜の提供を行います。 | —                                                                              | 新規登録者は10人であった。<br>産前産後の4人に対してヘルパーを派遣し、食事の支度、洗濯、掃除などの家事支援等を行った。利用時間数は延べ80時間であった。                                                                                                                    | B    | 引き続き、制度を必要とする方が制度利用に繋がるよう、周知案内、適正な事務処理を継続する。                                                                                                                                         | 子育て支援課            |
|                      |                  |                       | 児童館管理運営事業(ファミリー・サポート・センター事業を含む)【再掲】 | 再掲 | 児童館の運営を指定管理者に委託し、育児に関する援助を受けたい人と援助を行いたい人を結ぶファミリー・サポート・センター事業を行い、保護者の子育てを支援します。                                               | 提供体制<br>460人                                                                   | 児童館においてファミリー・サポート・センター事業を実施した。活動回数は、927件であった。                                                                                                                                                      | B    | 引き続き周知に努め、会員数及び活動回数の増加を図る。                                                                                                                                                           | 子育て支援課            |
|                      |                  |                       | 学童保育室運営事業【再掲】                       | 再掲 | 保護者が労働などで昼間家庭にいない小学児童に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るとともに、子どもの居場所を確保します。                                       | 提供体制<br>(公設学童)<br>全小学校区850人<br>(民設放課後児童クラブ)<br>2カ所                             | 小学校就学児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を、公設11室、民設2室において実施し、子どもの放課後の居場所を確保した。<br>利用延べ人数(月平均)は、12,646人であった。                                                                                            | B    | 利用人数に応じた受け入れ体制の適正化を図るとともに、民設放課後児童クラブの利用促進を図る。                                                                                                                                        | 子育て支援課            |
|                      |                  |                       | 発達障がい者等に対する支援【再掲】                   | 再掲 | 保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築します。                        | —                                                                              | 埼玉県が実施するペアレントメンター養成研修、ペアレントトレーニング指導者育成研修及びペアレントプログラム支援者育成研修等について周知を行った。<br>また、親子間の適切な関係性の構築を目的として、ロールプレイ等の手法による子どもとの関わり方を学ぶ親子関係形成支援事業を実施し、1コース当たり7日のコースを2回実施し、10人が参加した。また、出張講座の開催や個別対応により31人が受講した。 | B    | ペアレントメンター養成研修、ペアレントトレーニング指導者育成研修及びペアレントプログラム支援者育成研修等について周知・啓発を図るとともに、児童発達支援センター等における講習の実施について検討していく。<br>また、引き続き、親子関係形成支援事業の周知、勧奨に努める。                                                | 障がい福祉課・子育て支援課・保育課 |
|                      |                  |                       | 児童発達支援センター管理運営事業【再掲】                | 再掲 | 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。                                                                      | —                                                                              | 児童発達支援センターとして、法に定める障害児通所支援等(児童発達支援・保育所等訪問支援・相談支援)を提供し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行った。                                                                                                   | B    | 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担う。これにより、多様な障がいのある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図っていく。                                                                  | 保育課               |
|                      |                  |                       | 未熟児養育医療支援事業【再掲】                     | 再掲 | 未熟児が出生から1歳になるまで継続して指定養育医療機関に入院し、治療を行う際の医療費を支給します。                                                                            | —                                                                              | 未熟児養育医療支給を17人に対して実施した。                                                                                                                                                                             | B    | 対象の児に対して、医療費の支給を実施することができた。来年度も継続とする。                                                                                                                                                | 健康づくり課            |
|                      |                  |                       | 乳児家庭全戸訪問事業【再掲】                      | 再掲 | 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みの傾聴・相談、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状態、及び養育環境の把握、支援が必要な家庭に対するサービスの検討と関係機関との連絡調整を行います。        | 提供体制<br>280人                                                                   | 対象件数269件に対し、実施件数262件で、実施率が約97.4%であった。                                                                                                                                                              | B    | 稀に電話等がつかず、訪問の日程調整がつかずに訪問ができていない場合や、4か月を過ぎての訪問となることがある。出生届時に事業について説明をしたり、できる限り早期に日程調整の連絡を行うことが課題である。                                                                                  | 健康づくり課            |
|                      |                  |                       | 乳幼児健診事業【再掲】                         | 再掲 | 乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行い、身体発育や精神発達等の確認及び疾病の早期発見、保護者への育児支援を行います。                                                          | ・乳児健診の受診率98.0%、1歳6か月児健診の受診率97.0%、3歳児健診の受診率95.0%<br>・3歳児健診で虫歯が無い子どもの割合を90%以上の維持 | 乳児健診の受診率97.9%、1歳6か月児健診の受診率98.8%、3歳児健診の受診率97.0%であった。また、3歳児健診で虫歯が無い子どもの割合については88%であった。                                                                                                               | B    | 各健診の受診では、引き続き未受診者への受診勧奨を行っていく。3歳児の虫歯がない子供の割合については、本市がかかわる事業:乳幼児健診(離乳食開始時期)から3歳児健診までの期間で食事(おやつ)や歯磨きの習慣等、指導を行い、またフッ素塗布についても積極的に周知していき、保護者が子供の歯の健康について考えることができ、虫歯にならない生活習慣を行えることが課題である。 | 健康づくり課            |

| 基本目標                 | 主な具体的施策                         |                          | 主な具体的事業・取組                 | 再掲 | 概要                                                                                                        | こども未来プランにおける目標値(R11まで) | R6実施状況                                                                                                                                                      | R6評価 | 今後の課題・方針                                                                                                    | 担当課                |
|----------------------|---------------------------------|--------------------------|----------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
|                      |                                 | 6-2-3<br>保育の充実           | 乳幼児相談事業【再掲】                | 再掲 | 乳幼児育児相談、9か月育児相談、1歳6か月児健康診査事後相談、離乳食講習会を実施します。                                                              | 9か月育児相談の利用率70%         | 令和6年度利用率は9か月育児相談は72.5%、乳幼児育児相談予約者に対する受診率は84.5%、1.6か月児健康診査事後相談は61.0%、離乳食講習受診者数188人であった。                                                                      | B    | 育児相談・離乳食講習については、引き続き利用を促していく。事後相談については、対象に対する利用率は6割程度であるため、適時案内・説明を継続していくが、今後も必要な方が利用できるよう努める。              | 健康づくり課             |
|                      |                                 |                          | 保育所入所受付事業                  |    | 子ども・子育て支援法に基づき、利用申込み受付、利用調整及び入所決定などの認定を行います。                                                              | —                      | 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の円滑な利用のため、子ども・子育て支援法に基づく支給認定、利用申込み受付、利用調整及び入所決定を実施し、適切な利用に繋いだ。                                                                            | B    | R7は待機児童が解消したものの依然として保留児童が多数存在することから、引き続き保育の必要性の高い子どもが保育を利用することができるよう適切に事業を運営していく。                           | 保育課                |
|                      |                                 |                          | 公立保育所管理運営事業                |    | 公立保育所の運営および維持管理(入所児童の保育、保育所施設の維持管理など)を行います。                                                               | —                      | 退園、連絡帳、保育所からの情報を一元的に送受信できる保育支援システムを公立保育所に導入し、保護者の利便性向上と保育士の事務負担軽減を図った。                                                                                      | B    | 今後も女性の就業率の上昇が見込まれており、仕事と育児の両立支援策としての必要性が高いと考えられるため、事業を継続する。また、安全に保育が行えるよう老朽化する施設の維持管理を行っていく。                | 保育課                |
|                      |                                 |                          | 民間保育所運営補助事業【再掲】            | 再掲 | アレルギー対応が必要な子どもや、体調不良の子ども、障がいがある子ども等、それぞれの状況等に応じて民間保育園がきめ細やかな対応ができるよう、保育士の加配に必要な経費等を国・県・市の補助要綱に基づき補助します。   | —                      | 17施設の民間保育施設等に対し、約117,457千円の補助金を交付し、利用者のニーズに対応した保育サービスの提供に繋げることができた。                                                                                         | B    | 今後も利用者のニーズに対応して、民間保育施設における保育サービスのさらなる充実を図っていく。                                                              | 保育課                |
|                      |                                 |                          | 公立保育所一時保育事業                |    | 保護者が就労、通院、職業訓練、病気や出産で入院する等、家庭での保育が一時的に困難となった児童を預かり保育します。                                                  | 提供体制<br>960人日          | 一時的に家庭での保育が困難となる場合や育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担の軽減を図るためサービスを提供し、計791人が利用した。                                                                                         | B    | 今後も利用者の増加が見込まれることから、必要な保育士の確保等に取り組み、適切に事業を継続していく。                                                           | 保育課                |
|                      |                                 |                          | ステーション保育事業                 |    | 北本駅を利用し通勤していて、保育施設の開所時間内に送迎困難な保護者の児童を駅保育ステーションで預かり、指定施設へ送迎します。                                            | 提供体制<br>5,640人日        | 仕事と育児の両立支援を図るための支援としてステーション保育を提供し、計4,682人が利用した。                                                                                                             | B    | 今後も利用者の増加が見込まれることから、利用定員の増加を検討するとともに、事業者と調整の上、適切に事業を継続していく。                                                 | 保育課                |
|                      |                                 |                          | 病児保育事業                     |    | 病気または病気回復期にあるが集団での保育が困難な時期に、保護者の就労や病気等のやむを得ない理由により、専用保育室で一時的に保育します。                                       | 提供体制<br>1,200人日        | 仕事と育児の両立支援を図るための支援として病児保育サービスを提供し、計297人が利用した。                                                                                                               | B    | 今後も利用者の増加が見込まれることから、事業者と調整の上、適切に事業を継続していく。                                                                  | 保育課                |
|                      |                                 |                          | 病後児保育事業                    |    | 病気回復期にあるが集団での保育が困難な時期に、保護者の就労や病気等のやむを得ない理由により、専用保育室で一時的に保育します。                                            | 提供体制<br>960人日          | 仕事と育児の両立支援を図るための支援として病後児保育サービスを提供し、計65人が利用した。                                                                                                               | B    | 今後も利用者の増加が見込まれることから、必要な保育士の確保等に取り組み、適切に事業を継続していく。                                                           | 保育課                |
|                      |                                 |                          | 多子世帯保育料軽減事業【再掲】            | 再掲 | 埼玉県多子世帯保育料軽減事業を利用して、多子世帯の保育料を軽減します。                                                                       | —                      | 多子世帯における経済的負担を軽減するため、第3子以降の満3歳未満児の利用者負担額を無料とし、対象者数は52人であった。                                                                                                 | B    | 今後も埼玉県多子世帯保育料軽減事業が継続する限り、適切に事業を継続していく。                                                                      | 保育課                |
|                      | 6-3<br>市民及び事業者に対する支援            | 6-3-1<br>子どもの権利に関する周知啓発  | 民生委員・児童委員活動の充実【再掲】         | 再掲 | 北本市民生委員・児童委員協議会の会議・研修会等において、子どもの権利に関するテーマを加えて実施します。                                                       | 年1回周知                  | 民生委員・児童委員の研修において、子どもの健全育成について取り扱った。(1回実施)                                                                                                                   | B    | 民生委員・児童委員の会議・研修等において、子どもの権利に関するテーマを取り扱い、周知啓発を行っていく。                                                         | 共生福祉課・子育て支援課       |
|                      |                                 |                          | 子どもの権利に関する普及啓発事業【再掲】       | 再掲 | 子どもの権利に関するパンフレットの作成や市ホームページの作成などを行い、子どもの権利に関する普及啓発に向けた取組を推進します。                                           | —                      | 市ホームページにおいて子どもの権利に関する条例について掲載するとともに、市内公共施設において子どもの権利に関するパンフレットの配布を行い、普及啓発を図った。                                                                              | B    | 令和7年度に子どもの権利に関する条例のパンフレットを更新する。引き続き、ホームページやパンフレットの配布により、普及啓発に努める。                                           | 子育て支援課             |
|                      |                                 |                          | 青少年指導委員巡回指導・連絡調整会議運営事業【再掲】 | 再掲 | 青少年指導委員が市内8地域の巡回指導を行います。また、連絡調整会議を行い、巡回指導の際に聞き取った内容や防犯上留意すべき場所、各コミュニティの状況、中学生の生徒指導上の課題などの情報交換及び情報共有を行います。 | —                      | 巡回指導については、計画された20回中19回実施(1回は悪天候による中止)、連絡調整会議については、計画された7回全て実施できた。事業全体を通して、青少年の健全育成に資することができた。                                                               | B    | より効果のある青少年の健全育成の在り方を考え、巡回指導と連絡調整会議に替わる取組の在り方について考えていく必要がある。                                                 | 生涯学習課              |
|                      |                                 | 6-3-2<br>子どもの権利に関する学びの支援 | 子どもの権利に関する学習会の支援【再掲】       | 再掲 | 「市役所出前講座」に子どもの権利に関することをテーマにした講座を設け、要請に基づき市職員等を講師として派遣します。                                                 | —                      | 子どもの権利に関する「市役所出前講座」を設置し、要請に基づき子どもの権利に関する出前講座を1回を実施した。                                                                                                       | B    | 引き続き、市役所出前講座においてこどもの権利に関する講座を設置する。                                                                          | 子育て支援課             |
| 7<br>子どもの権利に関する相談・救済 | 7-1<br>子どもの権利の侵害の防止に向けた取組       |                          | 子どもの権利擁護委員の設置(普及啓発)        |    | 子どもの権利擁護委員を設置し、子どもの権利擁護委員が子どもの権利擁護に関する普及啓発を行います。                                                          | —                      | 子どもの権利擁護委委員が各種イベント等への参加、学童保育室でのワークショップの開催などを通して、子どもの権利相談についての普及啓発を行った。                                                                                      | B    | 各種イベント参加の他、子ども関係施設を子どもの権利擁護委員が訪問し、子どもの権利擁護に関する普及啓発を行っている。                                                   | 人権推進課              |
|                      |                                 |                          | 子どもの権利に関する相談窓口の設置          |    | 子どもの権利相談員を配置し、子どもの権利に関する子どもからの相談を受け付け、子どもに寄り添った対応をします。                                                    | —                      | 子どもの権利相談員を配置し、子どもの権利に関する子どもからの相談を受け付けた。(令和6年度56件)                                                                                                           | B    | 引き続き子どもの権利相談員を配置し、子どもの権利に関する子どもからの相談を受付ける。                                                                  | 人権推進課              |
|                      | 7-2<br>子どもの権利の侵害に対する擁護・救済に向けた取組 |                          | 子どもの権利相談に関する普及啓発事業         |    | 子どもの権利に関するリーフレットの作成や市ホームページの作成、子ども向け携帯カード、子どもの権利相談通信などを作成、配布し、子どもの権利相談に関する普及啓発に向けた取組を推進します。               | —                      | 子どもの権利に関するリーフレット、啓発カード、子どもの権利相談通信などを作成し、小中学校の児童生徒へ配布及び関係施設へ配架した。また、各種イベントへの参加や出前授業等を通して、子どもの権利相談についての普及啓発を行った。                                              | B    | 子どもの権利に関するリーフレット、啓発カード、子どもの権利相談通信などの配布を継続していく。また、各種イベントへの参加や出前授業等を通して、子どもの権利相談についての普及啓発を行っていく。              | 人権推進課              |
|                      |                                 |                          | 子どもの権利擁護委員の設置(擁護・相談)       |    | 子どもの権利が侵害された場合の救済申立てを受け付け、必要な調査、関係機関等との調整などを行い、子どもの権利の擁護・救済を行います。                                         | —                      | 令和6年度に救済申立てはありませんでしたが、相談・援助において、子どもの権利の擁護・救済を行った。                                                                                                           | B    | 子どもの権利が侵害された場合の救済申立てを受け付け、必要な調査、関係機関等との調整などを行い、子どもの権利の擁護・救済を行う。また、救済申立てに限らず相談に対する援助においても子どもの権利の擁護・救済を図っていく。 | 人権推進課              |
|                      |                                 |                          | 子どもの権利の相談・救済に関する学習会の支援     |    | 「市役所出前講座」に子どもの権利の相談・救済に関することをテーマにした講座を設け、要請に基づき市職員等を講師として派遣します。                                           | —                      | 市役所出前講座に子どもの権利の相談・救済に関することをテーマにした講座を設け、子どもの権利擁護委員を講師として派遣した。また、市民等からの要請に基づき、講師として子どもの権利擁護委員を派遣し、子どもの権利と子どもの権利相談について講義を行った。(令和6年度3回実施)                       | B    | 「市役所出前講座」に子どもの権利の相談・救済に関することをテーマにした講座を設け、要請に基づき市職員等を講師として派遣する。                                              | 人権推進課              |
|                      |                                 |                          | こども応援ネットワーク会議との連携【再掲】      | 再掲 | 社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援など経済的に困窮する子どもに対する支援を行う民間団体などが参加することも応援ネットワーク会議において、団体間の連携、情報共有などを行います。              | —                      | 市職員及び子どもの権利擁護委員がこども応援ネットワーク会議に参加し、参加団体との連携、情報共有を行うとともに、共生福祉課とこども応援ネットワーク会議が協働でフードドライブを実施する等の連携を図った。また、子どもの権利相談員が参加団体を訪問し、子どもや保護者などに子どもの権利相談の普及啓発及び出張相談を行った。 | B    | 引き続き、こども応援ネットワーク会議に参加し、団体間と連携、情報共有を図るとともに、協働によるフードパントリーを実施し、連携に努める。                                         | 人権推進課・共生福祉課・子育て支援課 |
|                      |                                 |                          | 民生委員・児童委員活動の充実【再掲】         | 再掲 | 北本市民生委員・児童委員協議会の会議・研修会等において、子どもの権利に関するテーマを加えて実施します。                                                       | 年1回周知                  | 民生委員・児童委員の研修において、子どもの健全育成について取り扱った。(1回実施)                                                                                                                   | B    | 民生委員・児童委員の会議・研修等において、子どもの権利に関するテーマを取り扱い、周知啓発を行っていく。                                                         | 共生福祉課・子育て支援課       |

| 基本目標 | 主な具体的施策 | 主な具体的事業・取組      | 再掲 | 概要                                                                                          | こども未来プランにおける目標値(R11まで) | R6実施状況                                                                                                                   | R6評価 | 今後の課題・方針                                                        | 担当課   |
|------|---------|-----------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------|-------|
|      |         | 重層的支援体制整備事業【再掲】 | 再掲 | 相談支援事業の実施、アウトリーチの実施、重層的支援会議の設置などを行う中で、ヤングケアラーや経済的に困窮する子どもなどに対し、適切なアセスメントにより必要な支援につなぐよう努めます。 | 重層的支援会議開催回数<br>年6回     | 相談者の属性に関わらず相談事支援事業を通じ、相談内容に応じて適宜アウトリーチや参加支援事業といった重層的支援体制整備事業のメニューに加え、就労支援や各種給付金事業といった生活困窮世帯への支援メニューにつなげた。重層的支援会議は3回開催した。 | C    | 今後も相談者に寄り添い、属性に関係なく相談者の状況に応じ必要な支援につなげ世帯全体の課題の解決と世帯の自立の促進を図っていく。 | 共生福祉課 |